

# 津輕信政治下における 藩士の生活の一考察

鈴木照子

## 序論

近年所謂被支配者層についての研究が盛に行われているようであるが、支配階級たる武士階級の研究も又、見落されてはならない所である。幸い津輕藩の日記<sup>\*</sup>を読む機会を得、そこに現われた武士の姿、即ち支配階級に屈していながら、自らも主君による支配の下に生きた武士階級の姿を少しでもはつきりと掴んでみようと思ひ、この小論を試みた。しかして、そのような、いわはヒラミツドの下位に多数を占めている一般の武士の生活をとらえんとするには、津輕藩という一地域に限つたとしても、本来人々の関心の集中している、中央に於けるよりも、一層その特色を見とてくれる

の点はあるまいかと考へる。

\* 藩庁日記の複製は、四代藩主として召君の開え高い津輕信政の創始事業のうち重要なものの一つである。この日記は国元・江戸の二種類にわかれるが、本稿では前者のいわゆる「御国日記」を史料として使用するものである。而して、時期は信政の治政、延宝三年から宝永七年までの三十八年間に限定した。

なお、時代として江戸時代中期をとつたのは、津輕藩日記を史料として使つたためと、家光の時代までで幕府の制度機構も整備し、国内の支配体制も完了し、中期に入つては、現状維持に進み、後期の崩壊期との間に挟つた文治政治による一応の安定期を、封建制度の頂点と考へ、最もその特

色の発揮された時期とみたためである。

上記のような観点から、本稿では、主として相統の問題を取上げ、考察を加えて見ようと思ふ。

一体、封建制度下に於ては支配階級として農工商の上に位していた武士も、結局は上への従属、即ち藩に於ては、藩主への服従と忠勤によりてのみその存在が可能であった。それに対する大名の対家臣団対策も、主君の利害を第一として考えられていたのである。その為、種々の煩しい干渉を受け、一種独特の相統の形をみせている。この關係を代々続けているのであるが、主君によりて始めて生活の基礎を得る事の出来た家臣団にとつては家督の相統という事が、重大な意味を帯びていた事も容易に想像する事が出来る。

更に徳川封建法に於ては、家督相統は家督という地位や権力の相統でもなく、家名の継承でもなく、家名と結合した世封世祿の継承であつた事から、この事は譲りけるのである。藩の日記に於ても武士に関する記事の内では、この家督相統に關するものが多い。

津輕藩に於ける相統法は、主に信政時代に入つ

てその形を整えたりしく、前三代の間にはける法令は『青森県史』に於ては見出せないのである。

然るに寛文以後は相次いで、制度の充實が計られている。延宝元年以前に於ける発令を『青森県史』、『信政公事績』等によりて拾つてみると、最初に見出すのが、寛文二年の御家訓十七条の第十六条目、

跡式之儀養子は前方相定むべし実子は前方相統の禮可被致也末期に及び不届の遺言有之は其品に随ひ不可有用捨

右の各々については、後述するが、相統に關して主君の証認を生前に得る事の心願なるを表明して

いる。  
次いで『信政公事績』によると「寛文十一年八月御家中家督跡式之御作法を定められる」とあるが、内容を知らなく、『封内事実秘苑』<sup>註</sup>に御用格<sup>註</sup>を調べた結果十二年の誤である事は判明したが、寛文二年の物が着任の際の慣例の如くなつてゐる藩士への家訓中の一条にすぎぬのに対し、今度の

物は、整備された物となつており、内容も細かい部分に及んでいる。しかし種々問題があるので左に記す。

- 一 御目見申上候嫡子御奉行を申上候面々并拾七歳以上之嫡子ニ者無相違可被下候事
- 二 御目見申上候嫡子有之者ハ無相違可被下候拾七歳以下之者ハ小普請組江入可申候事
- 三 御目見無之又者幼少之嫡子有之分も跡式無相違被下候但拾七歳迄ハ知行物成半所勢可相渡事
- 四 養子たりといふ共願之通被 聞召上候上ハ右可爲同前事
- 五 拾歳以上之末期之養子ハ御用無之事但式御立被成候分ハ不残被下候事之跡有
- 六 嫡子死去間茂無之其父死去之者ハ二男三男末子智養子親類縁者之内江跡式無相違被下候事但如此被 仰付候上ニ又其者死去之後子無之者ニハ跡式不被下候事
- 七 若年幼少之者死去の跡式ハ一類之内江半分御免議之上可被 仰付事

一 跡式可違悖有之といふ共御奉行難成形又者心入ニ候者外之者養子願之儀モ父存入次第ニ可申上候事

- 九 父の願によ里て跡式子共江分被下候段ハ父之願次第たるヘキ事
- 十 実子無之養子茂無之死去之跡ハ其者願ニよ里弟甥従弟迄被下候事
- 但右之四年増之分其外親方を養子之段ハ不叶事
- 十一 たとい実子養子共ニ無之其身願も無之候共跡式御立被下候分
- 一 御家老之跡
- 一 御名字筋之跡
- 一 對 御先祖様弓矢之御用ニ先祖相立候者之跡
- 一 御鳥ニ御奉公勝て仕候者之跡
- 十二 御目見不仕幼少之侍実子之段頭支配見届候者之親相果候而跡式被 仰出於有之者其子貳拾歳迄小普請組江入知行半分茂合ま出可申候貳拾歳ニ至又者其内ニ而茂御奉行仕候者從其年

本知請取茂合金茂惣並ニ出可申事

一<sup>13</sup> 縦突子有之といふ共頭支配江茂断不置者或ハ  
乱心喧嘩自害之分ハ跡式不祓 仰付候但乱心  
より前より出生之子ハ品によるヘシ

一<sup>14</sup> 從拾歳上之子有之といふ共未 御目見不申上  
候者之跡式不祓 仰付候事

但幼少病者老人其外小普請組ニ入候面々御  
定之通可出之事

一<sup>15</sup> 御役相勤候面々ハ拾ヶ月以上相煩候者ハ御用  
人迄相断可申候事

一<sup>16</sup> 右之外者拾ヶ月以上煩候分小普請ニ入御定之  
通小普請銀出可申事

一<sup>17</sup> 跡目不祓 仰付面々七月以後相果候ものには  
知行物成三ヶ一可祓下之六月以前相果候もの  
には不祓下之御扶持御合力祓下ものも右同断

寛文十二年八月二日<sup>註3</sup>

右は、広範囲に及ぶ内容を持つてゐるが、表現の  
あいまいさ（例えば「御目見無之」と「御目見不  
仕」との意味等）の爲、理解し得ぬ所が多々あり、  
實際藩の日記を以て知れる例と一致しない事が多

いが、それについては、以下、関係の所で述べる。  
又右の条々が前代に於てどの程度行われたかは  
知り得ないが、総て其之の期の新設とは考へられ  
ない。こゝに集大成されたものであろう。右の文  
は「御用格大」によつたが、後世の私家の覚書等  
には、十二条から十六条までが無く、十七条目を  
「死跡之物成切米俵子共御定」という題がついて  
全悉別に扱われている。又この十二条から十四条  
が対象とする範囲がはゞきりしない等の問題があ  
る。

家督の相続は被相続人の隠居或は死去によつて  
行われたが、その場合幕府法に於ては前者に於て  
行われるものを家督相続と云い、後者の場合を跡  
式相続として法令上區別されているが、実際上は  
混用された事は「法制史論集」に於て中田薫博士  
も指摘されているが、津輕藩に於ても同じ現象が  
みられる。

延宝三年十一月十六日の條

早川勘助隠居願之通祓 仰付倅兵衛江跡式無相  
違祓下置玄蕃殿江申渡之

右の如き例は、読んだ範圍に於てもしは、出合つたし、又次の様な使い方もあつた。

延宝三年十二月廿八日

家督工藤徳兵衛跡式無相違被仰付盛岡主膳江甲渡之

右二例によつてもその使用の不確定さははつきりすると思ふ。

家督相続とは元来、家族長として主君に奉仕する権利と義務の相続をさし、一方鎌倉時代以来の財産分割相続は、次第に財産の細分化を来し、主君に対する軍役、公役の負担能力を弱めた事から次第に、嫡子に一括して相続させる様になりて来、こゝに家督相続と跡式相続は一致した。江戸時代に入ると、これが一層徹底し、幕府法に於て前者を隠居の場合、後者を死去による場合と一応わけ用いられたが、内容的には全く同じく世封世祿を指した所から、しほく右の如き混同が生じたのであらう。

## 一 隠居による家督相続

古く致仕を意味した隠居という語が生前に家督を相続人に譲る事を意味する様になつたのは室町時代頃からであるが、江戸時代前に於ては、隠居後も当主に対して親権を失う事もなくなお大きな権力を持っていた事が知られているが、江戸時代に入るや、中世に於て被相続人の単独の意志によつて行われた隠居は、主君の許可を要する事となり、又、家督即ち封祿は主君が、直接相続人に与える事となつたから、次第に生前讓渡を以りより封祿の再給付という意味を強くして来た。

江戸時代に行われた隠居は、刑罰としての強制的なもの、願出によるものがあり、後者は更に病気の理由によるものと、老衰の理由によるものとに分けられるが、この二者はいずれも御奉公に堪え難い事が根本的な理由となつて来た。

刑罰としての隠居は、切腹、御預け、閉門等と同じく、武士に特有の形であるが今回読んだ日記中よりは見出せなかつたが、幕府が大名、旗本に對して行つたものは諸研究書に明かである。

先述の通り武士の俸祿は、願出により相続人に

再給付される建前であるから、願人は願出の理由、年令、倅の年令、御目見の済不済等を記して、惣領へ家督を下し置かれたい旨申し出るの状普通であつた。

隠居の年令については、

延宝二年九月廿八日の條

荒川平左衛門隠居之儀奉願候得共其身三十九にて年若ニモ候得ハ乍此上殊致養生病氣之様子ニ大里重ク願可申上旨被仰出ル以來モ年若ク候而早速ハ隠居願ハ被申上間敷事ニテ小頭共無了簡之由即小頭石山勘丞神志左衛門ニ申渡之

延宝四年六月二十四日の條

一町田八郎右衛門儀雖未年數至候難得本復病氣故隠居之書付遂披露之處隠居願之通家督無相違倅伴六被仰付之趣於御詰座敷八郎右衛門江申渡之間林吉右衛門出座

右の二つの例は、病氣の理由による願出ではあるが、傍点の部分より、年若い者の隠居は許可され難かつた事が知れるが、未だはつきりした隠居許可の年令の規定は見出せない。二番目の例に於け

る「未年數」とは、年若であるという意味で、定つた年數の意味ではないと思う。即ち

延宝四年十二月廿一日の條

御家中之諸士隠居願之儀重而者六十以後夫より内にては延引有辺し養子願之儀四十以後夫より内は延引乍去何とそ品有之輩者各別たるべきよし被仰出之

とこ、に至り、六十才以上という制限が制度化されるのである。つまり、六十才以上は老年として見なされ隠居を一応当然の事として見たのである。この点に関して各藩の法制は一樣ではなく、幕府法に於ては七十才以上となつており、会津藩も、享保の制によると、同じく七十才と定められていた。又土佐藩に於ては、老年の隠居を認めていなかった。

津輕藩のものは、以後老年によるものは六十才代が最も多く、高齢の場合には七十代八十代の例もみられるのである。ただし、六十代の願出には、文中に病氣を理由にしたものもまだ多く、七十代以上の者に老衰という文字を文中に見出すのであ

る。即ち、

貞享元年十二月廿日の條

伴基左衛門書付ニ而申立候ハ私儀今年七拾三ニ

罷成候故老衰眠弱其上持病咳病并発仕相勤可申

躰ニ無御座候此段以神慮僞不申上候悴甚太郎儀

延宝七年二月十五日初 御目見申上当年十九ニ

罷成候相應之御奉公祓 仰付私儀隱居祓 仰付

被下候者難有可奉存旨申立候處願之通隱居祓

仰付趣太学殿被仰渡郎伴惣右衛門江申渡之

但し病氣の理由による場合はこれ以後も六十才以

下で許可されており、例えは、元禄十六年二月三

日に御馬廻与カのと戸六三郎二十四才が耳を患い、

快氣の見込がないので、まず養子願が許可され、

次いで隱居、家督をこの養子に下し置かれてゐる

が、病氣によるものは五十代の者が多く、いずれ

にせよ、御奉公の可能、不可能が許可、不許可の

基準となつていたようであり、この事は先に引い

た延宝二年九月廿八日の頃と、延宝四年六月廿四

日の頃の比較によつても明かである。

今回日記を読んだ範圍では、右の如くであるが

ずつと年の下つた寛政四年二月二十三日に詳しい

規定が出されているが、それによると、五拾歳以

下の隱居願は、病氣御断とそれ以來ある一定期間

後にへ數十ヶ月とあるへ出す事が必要となつた。

六拾歳以上は、病氣の月数にかゝわらず、その病

症によつて願を出し、六拾才以下五十才迫は、五

ヶ月以上病氣の者は、願出る事が出来た。七拾歳

以上の者は、無条件で願出る事を許してゐる。

右は延宝と年から約八十年隔つており、この間の

変化或は新しい制度の存在するか否かについては

今後に譲るが、六十才以上の線が一應賣かれてお

り、更に七十才という線をもう一本引き、老衰と

の別を一層はつきりとさせてゐる。

願出人が、現在定役の者である場合には、まず

御役御赦免の願を出し、その願が聞届けられた後

で隱居の願を出す必要があり、さにあらざる場合

には願の書付の受理はされなかつた。即ち

延宝四年二月九日の條

工藤左次右衛門儀定役之者と御覺候先御役一通

之御訴訟仕重て隱居之儀ハ可申上儀を取紛たる

申上様と有之右之書付御返則玄蕃殿江申入之

貞享三年十二月四日の條

久田菊阿弥隱居奉願候御家老中江願之書付相違

候處ニ御役相勤乍罷有隱居之願申立候不相叶候

御役御免之願申上相叶候者隱居可申立儀ニ候

(下略)

より、元禄十六年一月廿日の頃、横山嘉右衛門

と拾才の場合も願書付に於て、御役儀御赦免の

濟んだ事叙述べ、改めて隱居を願っているし、又

城代を勤めた高倉主計も元禄十六年城代役の御赦

免願を出し、許可後同年に七十三才で隱居してい

る。

隱居に際して武士庶民共に隱居分を持つ事が行

われたらしいが、日記からは見出し得なかつた。

又、勤役中功勞のあつた者に隱居料として金子や

功米を賜つた事は、幕府に於て多く行われたが、

これも日記上に規定を見出さなかつたが、貞享五

年度の「御用勤方之格式」<sup>註4</sup>を偶然見た所左の如き

隱居料についての規定を見出したのである。

御家老

御城代

御用人

右之分隱居料相応可被下置事

大目付

寺社奉行

郡奉行

町奉行

勘定奉行

右五役十年相勤候以後隱居被仰付候者隱居料可

被仰付事

貳拾年以上之勤

御節目有之者

右之外者 御意次才之事

右には日耐なく、実務上利用の為に書を集めら

れたものであろうかう、以前より実施されていた

のであろう。

实例は少ないが隱居後扶持米を下し置かれてい

る例が二、三ある。

二 死去による跡式相統



世封世祿の相続は、隠居に於ける他、被相続人の死去によつて行われるが、隠居による場合は或程度の環境の準備をとのえ易く即方、相続人を決定している場合が多かつたが、死去によるものは、大部分突発の場合であつた為に、多種の型をみだ、主君の側の処置も事例によつて色々であり、今日と違ひ法規がはつきり定つていない為かそこには主君の側の利害、或は主君の情状酌量（これも結局は、主家への御奉公、由緒等によつたが）によつて、多くの例外的処置が行われ、柔軟性が認められる。

前掲の寛文十二年発布の御家中家督跡式の定によると、御目見の消んでいる事、嫡子の年令十才以上である事の二点が、相続許可の必要条件である。この様な場合には無条件に相続が許可されるが、次に相続が許可されぬ場合についてみてみよう。

才一に、相続人即方男子の無い場合をあげる事が出る。これは被相続人が若い内に死去したりすると、まだ子供の無い事が多くなる訳であらう。

延宝八年十月二十七日の項、御勘定算者の者廿三才、三十五才の二人がいずれも子無き故に知行五十石没取されている。

延宝四年十一月九日の條

川口善蔵八歳にて病死知行被没之

右十一月相果候故如御定当物成被下之旨玄蕃

殿江申渡

右は、八才にてすでに知行を持していた事になるが勿論例外的場合であり、又子供の無い事も（後述の如く養子も十八才以上に於て為す事を許されていた）決定的であり、知行没収は当然であらう。寛文十二年の第七條によれば、若年幼少の者の跡式を半分、會議の上へ類に下し置く事になつており、石川口善蔵もこれに当ると思われるが、実例からはこの七條によるものは見出し得ないようである。

延宝八年七月十日の條

猪俣市左衛門病死存生之中養子頼頭中江不申正

候間跡式不被 仰付之旨就申未即戸田左五兵衛

申渡

右の如く、子供（男子）が無く、しかも生前又は死亡直前養子願をしていない場合は俸祿の没収即ち、御役取上となり、この事は家名断絶を意味した。よつて末期養子等の方法により救済の道が設けられてはいたものの、男子が無い為の相続不実現は数多く発生している。

オ二には、実子があつても、幼少か或は未だ御目見の済んでいない場合をあける。

寛文十二年の条文によれば、三条に御目見無い者或は幼少の者も、跡式が与えられると解釈出来ると思われるのに対し、実例に於ては御目見の未だ済まぬ嫡子も、又幼少の相続人たる故に、跡式が許されていない場合が多い。

延宝八年十一月二日の條

於御諸座敷上之間外記殿組小山与兵衛倅長次郎跡式知行萬無相遺被下之幼少之中御留守居組江入其中御蔵米四物成被下之旨玄蕃殿被申渡之

延宝八年十一月二日の條

於同所梶川左門殿組森内儀大夫倅又大郎儀幼少故未御目見就不申上跡式被没取之留所勢之内

物成三分一被下之旨玄蕃殿左門殿江被申渡之

右二つの記事が同日に並び、両方とも子供が幼少であるのに、一方は跡式を下し置かれ、他方は幼少という理由により跡式を没せられている。外記（津輕姓）梶川左門共に延宝七年以来御手廻組を預けられているのであるから、両者間に身分の隔りも考えられない。結局前者はすでに御目見が済んでいるが、後者は御目見が済まぬ為跡式が没取されたのであろうか。

右の如く幼少を理由に没取された年令を見ると延宝三年二月三日の与力の倅三才を始め十五才、十四才、四才、御馬廻組の倅二才等を見出すが、一方に於て三才、九才、十二三才等の者が跡式を許されている所から、特に年令に下限のあつた事は考えられない。しかし、幼少にても許されている者の中に先祖よりの奉公を認められた場合が多い、例は、

元禄十一年四月廿三日の條

太右衛門倅当九才

桜庭五郎四郎

右五郎四郎儀未 御目見不申上幼少之者之爭ニ

候得共祖父太右衛門御取立之者之末々々相勤候  
付親太右衛門跡式無相違祓下置候右御定之通半

知御留守居組江組入被仰付之

日記上の記載に於ては右の如く、役柄、家格等の  
記入してない場合の方が多いが、許可された者の  
内、記入してある者を拾つてみると両組番頭の子  
等割合高位の者が多い。或は身分の差によるのか  
もしれぬが、はつきりした線を出すまでには至ら  
なかつた。更に細かく調べる必要がある。ただ、  
御馬廻程度を境にして御目見の年令に差のあつた  
事は後述の通りである。又、寛文十二年条文の内  
オ十二条を以て、この下位者を対象としていると  
も考えてみたが、与力等も、十と才まで半知とい  
うオ二条の規定通りであり、又廿才の制限も見出  
せないで、成立たなかつた。

御目見に關しては延宝六年九月十三日高百石乳  
井惣右衛門・百石新屋与右衛門等割合高祿の者の  
病死に際し、子供が未だ御目見済まぬ事を理由に  
知行を没取されてゐる。

貞享三年二月六日の條

伴七郎右衛門儀委細被仰越儀御家老中江申遣  
候所七郎右衛門伴 御目見不申上候故知行被

召上候无御目見不申上候も断ニ候得共 御目見  
無之者江跡式可被下様無之候間右之通可申渡之

由御家老中被仰候由申末候ニ付而則伴殊五左衛  
門江右之旨申渡之

右傍点を檢した部分には寛文十二年のオ三條と相  
相する事になつてしまふがその間の経過を物語る  
ものは見出せなかつた。

石に引いたと同様の条件の者でも、相続人の祖  
父が生存しており、しかも御奉公良く勤めた者に  
跡式を許可している。(延宝四年十月廿日三上清  
矢衛病死の際) 同じく、  
延宝五年十二月十日の條

矢洲竹松儀幼少故も今 御目見不仕候得共從先  
祖御奉公能就相勤跡式無相違被 仰付之旨則八  
兵衛江申達之但御役銀末午歳より出可申由組頭  
間部源五左衛門江申渡之  
又、元禄四年五月廿六日の條

御中小姓内田左衛門儀被 召出御目見も不仕  
就相果候跡式不被 仰付旨山中次郎左郎江申渡

二

右は、被相続人自身かまた御目見を済ませておのず、また主君にその地位を正式に認められていないと云える。従つてその跡式を更に相続人に相続させる事の不可能なのは当然である。右は主君の在江戸期間が長かつた場合その間に相続或は召出された者に生じやすい。その他筋目違いの相続即ち、正当な相続人ではない場合をみてみよう。

延宝四年二月九日の條

横内藤兵衛儀先年悴相果候刻藤兵衛一代御扶持被下度由就願之右之通被仰付候今度藤兵衛相果より付孫に跡式被仰付儀者無之候得共八十三騎之内より候故無相違孫より御扶持被下之

延宝四年六月廿日にも弟に跡式を相続させる事を許しておらず、惣領以外の者へは跡式は下し置かれ本いのが原則だったのである。

元禄十年十月十三日

御馬廻新岡伝之助弟 新岡小次郎

右同道 津輕織部  
出座大目付 牧野伝右衛門

右伝之助跡式弟小次郎に無相違被下置候伝之助悴有之候上ハ弟に跡式可被仰付儀に無之候得共伝之助儀実躰に相勤候故其方江家督被下置候在伝之助四才之悴者其方子に可致候御番入之儀者追而可申渡候旨申渡之右之節御用番御目付内安兵衛相詰

右はその例外的場合である。

又、宝永四年八月三日の頃御小姓組川村殊三郎は二十一才にして末期願によつて、去春妻子が死亡した為、相続人が無く、伯父二十九才或は從弟七才の内いずれかへ相続を申立たが、これに對し、伯父の跡式願は筋違いであるとし、その罪により知行を召上げられている。しかし、末期の願によつては弟、從弟等へ相続が許されているのは、後に述べる如くである。幕府法に於ては、被相続人より年上の者を名跡人にする事は禁止されており、その点からいつても、二十一才の川村殊三郎が二十九才の伯父を相続人にする事は、望しくないで

あろう。

その他、怪我や自害による死亡の際には重々実議された。同じく事故によるものでも今日の殉職の如き場合は、無条件に相続を許されるのが普通である。即ち

延宝五年閏十二月九日の條

久保田市郎左衛門組焔消にて致怪我相果候者共跡式之儀竊之處何茂無相違被 仰付候

中田弥左衛門右怪我にて相果候弥左衛門男子無之ヒ才之娘子甥之松之助年十三成候名跡管にいたし度由存生之内より願申儀後家申立旨趣之處願之通被仰付之併若輩まで御奉公不仕候間後家方江入智又は一類共まで番代申付松之助成人候ハ、相渡候様可申渡之

右の様な処置は延宝九年二月一日の頃に、洪水の防水作業中溺死した者についても行われている。末期願 主君の側に相続と奪の権を握られていた家臣達の持つ相続上に於ける種々の困難さについては、すでに述べてきたが、相続に必要な条件の揃った相続人を用意する前に被相続人が、急な病

或は大病によつて危篤に陥つた様な場合、己の死去後の家の存続を心配して、主君に願を差出すものが末期願といわれるものであり、これにより家の断絶を免れた例も多いのである。その内でも末期願子孫を典型的かつ件数も多いのであるが、実男子はあつても未だ幼少である場合へこれによつて跡式没取される者の少かつた事は先述の通りである。にも願が出された。

末期願によるものは、許可される場合が多く従つて家臣にとつて利する性質のものであつた。よつて、本人死亡後にもかゝりわつた遺族親戚の者があつても本人生存中の風を装つて願出でたり、又は存生中でも本人に無関係に家族の者が勝手に願の内容を作つたりする危険性も充分予想する事が出来るが、その様な弊害を防ぐ為に、末期願には判元見届といふ行為を伴つた。即ち役人が出向いて、お筆を自身で書いたか否か、即ちその願出が確かに本人の意志によるものか否かを見届けた訳である。よつて、末期願を出したい者はその旨届出で、判元見届人の派遣を請うのである。判元見

届人は願人の身分によつて異つていた。日記中に於ては、御目付が判元見届を行つてゐる例が多いが、その役柄記入のある物を調べてみると、御手廻組の者、御目付、御馬廻組の者、東長町御蔵奉行、御小姓組、御中小姓組、御代官加勢等あり、これ等の内御代官加勢と御蔵奉行の位置づけがはつきりしないが御手廻組と御馬廻組の着の件数が多い。一方『御用格』には、御目付見届の範囲についての記事はないが、それ以下の部分を指すと見える次の文を掲げる

各組中病氣及大切候時分願之書付差上候節早々番頭を差越判形之筆本為見無 差上可被申候若又判形難叶候ハ、面々番頭病人江致対面願之通直ニ可承候或者急病預死ニ而不及右之両様勿論兼而之書置等も無之候ハ、其趣有躰ニ早速可被申上候事

天和二年十二月朔日

以下同日附で大体同じ内容のもの三通あり、一つは御旗奉行御鑑奉行、御持筒者頭へ渡した物で、病人方へ指遣す者と同組之者又以警固を以てとよ

とあり、他の一つは御中小姓頭への物で、病人方へは自身行く事云い、三通目は御徒頭へ、病人方へ小頭を派遣すべき事を述べている。

後代のものであるが、私前藩政事典判誌<sup>註5</sup>によれば、御城代より、御馬廻格以上並に御留守居組之内百石以上の着の判元見届は御目付がこれを行ひ、これより以下嫡子御目見の部迄御徒目付が行ひ、それ以下は支配頭又は同役の内から見届ける事となつてゐる。右はその成立年代明らかではないが天和二年のものも日記には記載されておらず、又当時の実例からはこのようなのはつきりした區別が見る事が出なかつた。

元禄五年十月三十日の條

吉村場左衛門口上書申立候者拙着与力小野頼兵衛知行高五十石被下置相務申候処久々相煩(中略)八月十二日病死仕候則其節大湯五右衛門殿迄御断申上候然者瀬兵衛及末期書付差出申度旨拙者方迄申立候支配与力之内差遣判元見届世八月十二日之朝此書付更取置申候処其日之晩ニ相果申候也其節書付早速差上可申候得共 御下向

前取込之御 = 御座候付延引仕只今差上申候へ後  
略し

次いで、小野瀬矢衛の履歴が記載されているが、  
悴が四才の為跡式は召上げられているが、さて、  
右、吉村場左衛門は当時御留守居組頭であるから、  
御留守居組与力が小野瀬矢衛の役柄だったという  
事になるが、御用格に記載の天和二年のもの  
では、強いて言えは御旗奉行等に渡した部類に入  
るが、政事典刑誌の支配頭、同役の間見届の  
部即ち嫡子御見届以下の方に、より該当するよう  
に思うのであるが、この点はつきりしない。

右の如く、末期願には判元見届が重要な意味を  
持っていたから、折角の願も判元見届の際の手違  
い等から聞届けられない様事も生じた。

貞享元年七月十九日の條  
土門四郎左衛門末期之書付判形松浦次左衛門手  
を取為致判候旨次左衛門儀役人 = 候之處致如何  
たる儀候哉其身判形不成訳 = 有之、其通 = 仕置  
其旨可申達事 = 候然左右之仕形不届之由申候得  
者不詰儀可有御座与存手を取為致判候儀無調法

定角可申上様無御座候御奉公遠慮可仕哉之旨申  
立候此方差因無之内、相勤可申趣申渡之

貞享四年二月廿三日の條

刈馬甚左衛門去年十二月廿九日急病 = 而致病死  
候悴五藏罷成候由北村弥右衛門申立候跡式不祓

御付趣申渡之

石申渡相濟弥右衛門助解由江申聞候ハ末期之書  
付見届 = 御目付参候 = 致死去候とて從途中帰候  
段不届 = 思召候此仕形 = 而ハ跡式御立可致成と  
思召候者成御立被成儀 = 而ハ無之趣伝達之

右の二例は、見届人が書判を手伝ったのであり、  
後者は頼出人死去の場合も、それなりの様子を見  
届けて報告すべきものを、途中より引返してしま  
った等々、その半分は派遣された見届人例の過失  
によると考えられるのに対し、何れも跡式が召上  
りに奉つてくるのは、主君の御本位の、この時代  
特有のものと言ふべきであらう。

後の例と似たものとして、宝永二年九月十八日  
の頃に、判元見届願提出の申出を受けた番頭が、  
立合の御目付を尋ね探している内に、頼出人が死

去してしまつた際、右の訳で判形なした書付を差  
上げる事を添書と共に差出している。

しかるに貞享元年七月廿一日の項に川越寛大夫  
という者の末期願に判元見届が行われなかつたが  
(理由は記入なし)御奉公数年、精を出した由に  
より忤へ御藏米を下し置かれるのであるが、これ  
は例外的であり、又この場合でさへ忤に跡式立て  
のまゝ譲る事はせず、成立次第に召仕う事を約し  
ているにすぎず、判元見届の重要視された程度が  
知れるのである。又、

貞享元年十一月廿一日の條

御家中之面々病氣急ニ而及末期候節願之書付只  
今近差上来候自今以後右之書付差上下及申候乍  
去実子無之養子之願申上候状或自分之願其外何  
とそ相替願茂候ハ、書付差上可申候其者之子  
御目見相済死後相替儀茂無之分ハ差上申間敷候  
右之段大學殿被申大目付兩人より御組頭御物頭  
御物奉行御近習御寄合適當番之面々江仲間通申  
可仕旨申渡之

右の如き融が出ているが、これ以後末期願の形が

整つていたのであろう。これ以前は、  
延享八年十月廿四日の條

打越常左エ門病死存生之中跡式願申上則源五郎  
跡式高四百石被下置之旨被 仰出則於諸座敷奉  
田儀左衛門江玄蕃殿被申渡之追付儀左衛門右之  
為御礼登 賦

右にて明かな様に格別願も無い者が、忤への跡  
式相続を隠衷奉らしめんとした類の物が多く見ら  
れた。しかるに以後は、これまでの所にみた如く、  
実子があつても幼少か、相続人に適さぬ場合と、  
子無く養子を願う場合との二種類にしほられて行  
く。

前者についてみると、元禄十年四月十日の項、  
土岐太左衛門五十二才が、十二才の忤が己の死後  
湯命に及ばぬ様に願っている他は、父の年令、二  
十代三十代多く、忤も四才、八才等御目見以前と  
考えられる者が多い。宝永六年五月三日の項にあ  
る御馬廻笹森勝之丞二十九才の末期願に対し、忤  
才か四才の忤に家督を下され、御留守居組に仰付  
けられ十才まで半知に申付けている。又、



元禄十四年一月廿二日の條

石郷岡八九郎末期願書付ニ而（中略）近年病者罷成狼心去年正月より大病相煩御役儀相勤候之儀不罷成候付先達而御役御免許被遊候様奉願候俣儀當年七歳罷成候得共眼病相煩盲目伺前ニ御座候間ニ男當年三才罷成候往々如何様之御奉公茂相勤候様被仰付被下置候ハ、重々難有可奉存候右之段何分ニ茂可然様御沙汰奉仰旨申立候

（後略）

右の他、室永二年九月十八日、三上源六の場合、実子ちんはの為、本人の甥を智養子に願出ている等は、男子ありながら、所謂御奉公難成者の場合である。又元禄十六年六月廿四日には、御目見以下である足輕目付中村六左衛門が、七才の世伴の成長の内、弟に似合の御奉公を願う形で出している。いわゆる番代である。

右の内末期願が願届けられた者の内でさえ、願出をいう事がなければ、大半は断絶の目に遇わなければならなかつたであらうと考えると、その果した働きの大きさに気付くのである。この事は次

の末期養子の場合に一層顕著であり、かつ重要性を有していたのである。

末期養子は、重病危篤の際急に願出る養子であるから、危養子とも呼ばれたようである。このような養子は、初期に於ては禁止されていたが、末期養子を認めぬ事から家の断絶が頻発し特に大名家の断絶は多くの浪人を発生せしめ、遂には慶安の変を起すに至り、この事件を契機としてそれ迄の幕府の浪人に対する武断的弾圧政策に転換を来した事から、その一つとしてこの末期養子を認める事ともなつた事は定説となつてゐるが、幕府に於ては慶安四年十二月十一日の令を以て五十才以下の者に対し末期養子の願出を許可する事になつた。

實際に於て判元見届を必要とした事は先述の通りであるが、その他、願出人に年令上の制限が加えられたのである。上限は津輕藩に於ても寛文十二年の才五案により五十才以上の願は原則としてとりあへないと規定があつたのである。幕府法に於ては更に天和三年七月二十五日発布の網吉の武

家法度に於て、五十才以上も吟味の上許可する事  
に成りししたもの、ごく例外的であつたようであ  
る。五十才以上で子無き者は、以後子を得る可  
能性が少ないのが当時の常識であるから、五十才  
以上になつて未だ相続人を用意し得ないのは怠慢  
であると思つたのであらう。しかるに五十才以下の  
者、特に二十代三十代の者が急病になつた場合は、  
相続人の無い事は不可抗力の事態であるから、末  
期養子を当然認めるべきと考へたのであらう。

その上、先に引用した延宝四年十二月廿一日発布  
の養子願に四十才以後たるべきの制限を設けてあ  
つた事は、二十代三十代の者にとつて行の如き事  
態を引起しやすく、末期願を重要なものならしめ  
ていた。

下限については幕府法にあつては十七才以上と  
いう制限があるが、津輕藩の場合、下限について  
の定は見出し得なかつた。しかるに『法制史論集』  
に於て中田博士の述べられてゐる所に従うと、  
慶安当時のものか否かは決定しかねるが少くとも  
天和時代以来幕末まで行われていたのである。津

輕藩に於ても宝曆十三年に出されたものは現在残  
つてゐる。これによると、その年令を十八才以上  
とし、十七才以下は末期養子を仰付けぬ事になつ  
てゐるのであるが、これと幕府法との間の一才の  
差は如何解釈すべきかは分りかねた。

又右の他、自身が正式に家督相続をすまひてい  
ない場合も願はとりあけられなかつた。即ち  
元禄二年四月廿九日の條

小野叔八事去年十月養子ニ参当年閏正月御番入  
家督以後 御目見茂不申上其上御奉公壹年茂相  
勤不申病死仕候旁以跡式可被下横就無之末期之  
願茂御取上無之候此趣申渡之

右の事態を生ぜしめたのは、貞享四年十月所謂那  
須家の事件により、公も幕府より閉門を申付けら  
れ、翌貞享五年（九月元禄と改元）四月許されて  
ゐるが、これを挟んで貞享四年三月出府以来元禄  
三年八月帰国までの長期間公の留守が続いた為養  
子を許され家督を継いだもの、御目見の機会を得  
る事が出来なかつたのである。

末期養子は、娘がある場合にはその娘に賀養子

之、娘もない時には養子を願ひ出る事が多かつたのは、後述の養子の場合と同様である。

跡式相統の種々の場合について考へて来たが、相統許可、不許可に対する藩主の側の方針は、『御用格』に記載されている。天和三年八月九日付の記事によつて窺ふ事が出来る。即ち、家督継出の際の必要事項として、被相統人の知行高、年令、品、先祖の如何なる筋目の者ぞ知行を下されていか、御奉公の年数、御役儀を記載すべき事を求めており、更に病名、何医者の薬で養生したかを明かにし、相統人たる俸に尙しては、年令、御目見の濟んだ事を記入するようにしている。日記事例中に於ても本人の人品については勿論であるが、先祖の主家に対する功が重要視され、これが爲に例外的処置のとられてゐる事が多かつた事は、封建社会にあつては当然の事であつたのである。

跡式・家督の相統に於て、その中心をなす世禄についての規定は、寛文十二年の条文によつて明かなように、一定年令たる十七才までは半知にとまひ資格の満足なものへはそのまゝ、与えられる

のが普通であつた。

但し、被相統者が生前有していた役料、附人は相統人へは伝えられる事なく、又相統人が相統前に得ていた切米、扶持米も相統の時返すべきものであつた。即ち、次に明かである。

貞享元年十月十五日の條

一 役料有之分子之代ニ者家督無相違被仰出候

者茂役料附人の分者相渡申間敷事

一 子之切米扶持方之事親之家督被下候者ニハ相

渡申間鋪事

一 拾七歳以下之子江跡式無相違被 仰付候者は

知行半分被下拾七歳ニ成候年々親之知行之通

被下候事

右之通被 仰出候間自今以後共ニ御家中両様一

同ニ右之通可相心得者也

役料とは、役柄が繁忙なる時又は、費用を多く要する時仰付けられるもので、勘定奉行町奉行、郡奉行等に下し置かれるのが普通であつた。附人は御家老御用人に与えられ、役料と内容的には同じものである。役料差上の事は日記にも多いのであ

るが、役知米も又召上げになつてゐる。席祿の不足分を与えられる役知米一御家老の席祿は八百石であるが、それ以下の者が任ぜられた場合にはその差額を給せられた一が、普通の、即ち功による等の加増の場合と同様には相統し得ないという事であらうか、右の外に証がない。又、十七才以下半知という点に於ても、

延宝八年十一月二日の條

於御詰座敷上之間外記殿組小山与兵衛悻長次郎

跡式知行高無相違被下之幼少之中御留守居組

入其中御藏米四物成被下之旨玄蕃殿被申渡之

右の外記は、当時御手廻組頭であるから小山与兵衛は御手廻組である。他の一般例では御手廻り者は十七才まで半知とされるに對し、右の如く、知行高分の四割分を藏米で与えられているものや、又三分の一を渡す等の例もある。

跡目を許されなかつたものへは、その死に月により差のあつた事は先掲寛文十二年の十七条に明かであるが、延宝二年八月十三日の頂神保三左衛門病死にあたりて、知行は没取されたが、三左衛

門の生前の勤振りと妻も御存知の者であつた為、拾人扶持を下し置かれており又、延宝八年二月二十二日御目付吉野宇右衛門病死の跡は、悻幼少（七才）故、許可されなかつたが、これも宇左衛門勤方宣しきを以て、悻成長後器量次才知行を与えん事を約して新に十人扶持を以て留守居組に入れる等の方法もとられた。この様に相統を認められず改めて召出された形となり、御留守居組に入る事も行われている。この方法は目見下の者に於いて顕著である。

しかるに家督後の相続人の役柄は、被相続人の役柄の高下によつて自ら決められた。又、世祿の相統にあたりて分知の許されていた事は寛文十二年九条に載るが、低祿の者に於ては實際上不可能であり、高位の祿高の多い者に限られざるを得なかつたようである。日記上その実例は少い。元禄二年三月十日の項に同年一月死去の津軽外記の跡千石を、長男へ七百石、二男へ三百石と分け与えられている等はその例であるが、この場合、父外記の意志か、藩元の命かはつきりしていないが、普通

は、その旨願い出て、許可を求めなければならなかつた。

### 三 相続人

以上述べ来たつた如く、此の時代は惣領の単独相続が行われ、家督相続人が即ち封祿の包括相続人であつた。よつて相続人の存在意義は大さかつた訳である。この相続人を嫡子又は惣領と称した。幕府法に於ては、嫡子たる身分を得るには出生届を出す事が絶対的要件であり、嫡出の長子の場合はこの出生届で当然嫡子たるの身分を取得したが嫡子なくして庶子ある場合にはその旨、届出て右の順序に従つた。出生届は、後に丈夫届を提出する事によつて代りとなし得た。

然るに、こゝに不思議に思うのは、津輕藩に於て日記上のみならず今回目にし得た史料中にも、出生届、丈夫届に關する記事の見えない事である。されば他藩に於ては不明であるが、津輕藩に於ては存在しなかつたのではないかという問題にぶつかる。もし存在しなければこれに変わるべきものか

有る筈で、これが即ち「初御目見」の行為ではないかと考える。何故ならこれ迄に調べて来た相続の実例中、許可されなかつた場合にその理由として出生届、丈夫届云々という語が出て来ぬ事である。

しかるに、御目見の落、未落が右の場合大きく働いており、出生届を存在しなかつたものとして差支ないのではあるまいか。津輕藩程度の規模で御目見者の数も限られており、一片の届出よりはこの方法をとつていたのである。即ち嫡出の男子は後述する如く、初御目見をなす事により相続人としての即ち、嫡子、惣領としての身分を取得したと考ふる。

右の如くして定められた嫡子に事故があつた場合即ち、將來奉公に堪えざる事態が生じた時には二三男や、嫡孫のある場合は嫡孫が代りに嫡子となるべく親が願ひ出たのである。

元禄十七年二月三日の條

唐牛十郎右衛門口上書ニ而牧野半右エ門申立候者

唐牛又米之助 當申十口

私嫡子吉三郎儀十歳ニ而御目見奉願候處元禄十  
一寅年十二月朔日被 仰付難有奉存候然所去秋  
九月廿五日相果申候付ニ男又米之助儀惣領ニ被  
仰付候之様奉願候宣御沙汰奉願旨申立之

右の如く嫡子死去による場合や病気による場合が  
典型的である。

その他一度嫡子と定めた者に不行跡なる振舞の  
あつたような時には、病身虚弱の者等と同様廃嫡  
された。宝永六年十月廿四日の項に、御幸廻組の  
木村四郎右衛門の嫡子が、不覚悟なる振舞により  
父よりの願によつて他国へ追放されている如きが、  
右の場合である。

廢嫡又は嫡子の死亡による次の嫡子たるべき順  
位は、先にも触れた如く、オーに孫を以てすべき  
であつたが、嫡子の身分とは父親存生中であつて  
従つて事故の生じた時、未だ年若の場合多く、嫡  
孫の存する事は少なかつた。よつて最も多く見ら  
れたのが次男以下の息子を以て嫡子願いを行つた  
例である。しかし、運悪く右の何人も存しない場

合には養子願を出す訳である。

日記上に於て惣領願を記載する事は、先の引用  
文の如くであるが、惣領の死亡した場合の届出が  
家臣の死亡と同様に日記に記録されている。

#### 四 養子

相続上において嫡子の有無が重要な条件となつ  
ていた事は、既に述べ来たつたが、子無き者、或  
は事公に堪えるべき男子の無い時は養子を願出  
る事によつて、相続人を得る事が常であつたが、主  
君の家臣への世禄の給与が奉公を目的としたもの  
であつた以上、養子に対してはより以上、主君の  
側に於ける利害という点から来る制限が加えられ  
た。然れば、先述の如く寛文二年の家訓に於ても  
養子は生前これを願出で、主君の証認を得る必要  
のあつた事は当然で末期養子は特別の処置であつ  
たのである。

養子も、時代による変遷があつたが、江戸時代  
行われた養子を『法制史論集』に於て中田氏の扱  
けておられる所により、家督相続を目的として行

られる物をあけると、通例之養子賢養子、順養子末期養子、仮養子（当分養子）、心当養子の種類があり、その他家督相続を目的としない養子、養女があげられているが、前者のみを対象として行きたい。又末期養子については先に述べた。

右に掲げた名称が、日記上にはつきりと出ては来ないが、その内容毎の分類上、右にそつてみて行きたい。

通例の養子 家督相続の目的のもとに行われた養子の中最も多いものである。養子申請者の資格は、オ一に相続を認められている階級である事、次に申請者の年令は、先に引用した如く、延宝四年十二月廿一日の頃に隱居の年令の制限と共に、養子願出を、四十才以上たるべしとし、それ以前は延引すべき事を規定している。幕府法に於ては三十才と定められている。又、病氣その他によつて奉公の勤の難い場合はこれ以前で許可したが、幕府法では十才以上の制限を加えていた。御奉公という事を中心として考へる場合右の制限は当然であつて、津輕藩に於ても、下限が存したと予想し

得る。特に養子についてのものは見出せぬが、末期養子の場合十八才を以て下限の年令とした事から、一般の養子に於ても、右の資格の一項となつていたのであるまいか。

末期養子に於てもう一つ加えられていた五十才以下という制限は、その他の養子の場合無かつたようである。即ち、五十才以上の例が多く、元禄十二年二月十二日久保田数馬は六十才にして十三才の養子を願出ている如く、高齢の者もまゝ見られるのである。少ない方では、三十才代多く、いずれも病氣を理由に願出ている。

更に申請者の要件についてあけると、養子を請うには先述の如く、実子無き場合又は、子が相続人として不適当なる為に廃嫡した事を要した。従つて実子幼少の者が養子を願出た場合も届届けられない事が多い。

宝永七年八月二十六日の條

次郎左衛門実子

外崎三孫 当年八歳

与力外崎次郎左衛門儀養子之儀願候実子有之候

問右実子幼少之内五人扶持被下置御留守居支配  
ニ被 仰付候拾七歳ニ罷成候ハ、此江可被申前  
候

一方養子となし得る者の資格についてみるなら、  
この期には特別な法規は見出せなかつたが、養子  
は、願出人の同姓の内から而もなるべく近親の中  
より之を選ぶというのが原則となつており、同姓  
中適當なるの居ない場合には他姓に及んだ。しか  
しこの場合親類中に養子に願い出すべき者のない  
事を親類書を以て示さなければならなかつた。し  
かし、親戚中より養子をとつた場合には、その  
者と養父との關係、従弟等の場合にはそれぞれ  
近き者に適任者の居ない事等を示す為にやはり親  
類書がつけられた。

元禄十四年三月廿九日の條

佐藤吉右衛門書付ニ而去ル廿三日森岡民部を以  
申立候者

乍恐以書付申上候私儀今年三拾九歳罷成候ハ今  
男子無御座候依之神半六次男源之丞今年拾五歳  
罷成候名跡養子奉願候半六儀私ニ従弟御座候右

之通宣被仰上被下候様ニ奉願旨申立之

神半六書付ニ而去ル廿三日津輕内膳を以申立候  
者私ニ男源之丞当年拾五歳罷成候佐藤吉右衛門

方江名跡ニ奉願候私儀吉右衛門ニ従弟ニ御座候  
右之趣宣被仰上被下候様奉願旨申立之

養父、実父双方より願出されているが、日記々  
載上からはこの次に吉右衛門の親類書がある。弟  
、功、父方母方それらの従弟の現扶、例えは穿  
人中か、役あれば役名等を記し、父の名、弟甥に  
は年令が記入してある。最後に

右通御座候得共近き親類ニ私心底ニ相叶候者無  
御座候以上

三月廿三日

佐藤吉右衛門

とあり、右は願の通り許可している。

日記上には親類書の本文をかくけている例は少  
く、結果のみの方が多い。又、特に他姓の場合等  
縁組等と同様、養家と実家との間に身分の上下の  
隔りの少ない事が求められ、私前藩政事典刑誌  
草稿によれば、目見以上より目見以下の者の養  
子縁組を禁じている他、詳しい制限がある。



又、養子の対象は津懸藩内丈でなく親戚関係のある場合であるが、祖藩より養子を請うた例がみられる。

元禄十五年五月五日の條

木村久兵衛儀実子無御座候付毛利周防守様ニ罷  
有候久兵衛兄高田茂右衛門与申者ニ男養子奉願  
候處被 仰付之申渡候事

又、養子の要件として実家の惣領であつてはならない事も数え上げられる。よつて、二男以下が他家の養子となつていつたのであり、当時の如く嫡子に一括して与えられる制度下にあつては、二、三男は運よく小姓組等へ召出されぬ限り任官の機会に恵まれ得なかつた為、この点からも養子の意義が兒出し得る。日記上からはあまり特徴がつかぬなかつたが幕府法によつてみると、この他、養父より年上の者、産婦された者でない事、他家の養子となつて離縁した者は少くとも十年を経過していなければならぬ事等であつた。

養子は届届けられると同時に効力を発し、養家の嫡子として実子の場合と全く同じ扱を受けたる事は、

寛文十二年の四条によつても明かであるが、養家の実子と兄弟姉妹の關係となり、最早結婚も出来なかつた。しかし、養子申請中に願人が死亡した場合には、無効になり、跡式没取された例もある。実子の嫡子を産婦し得た如く、養子を産婦したり実家に帰す事も出来た。習養子の場合であるが、延宝六年七月三日の條

三村九左衛門儀先年松野小左衛門子助之丞實名  
跡願被仰付候處病者罷成家督統申義不罷成候付  
小左衛門方江返之申渡訴状差上之處願之通被仰  
則申渡之

右の如く、病身であるか、養父の心に應じ得ない場合に起つたのであるが、この様な場合両家の充分な相談の上行われる事になつており、養子の立場は充分守られていたようである。養子後実子を得ても、その為には産婦する事は行い得なかつた。

以上の事は、その他の養子についても当てはまる事である。又特殊な例として次の様な場合があつた。即ち宝永六年九月十四日山中六左衛門が御馬廻番組四戸安右エ門方へ二男を養子にやり家督

後煩い、三男を更に養子に許され、二男死亡した  
が三男眠病の爲に御奉公の見込みもなくなつたの  
で、知行を差上るべく申出ており、右の様に同家  
へ二人も養子に遣り兄が弟をという關係からすれ  
ば、後に述べる順養子の変形ともいへる。  
智養子 将末実の娘或は養女の實にする事を目的  
として願出るものである。届届けられる事により  
養家の娘と許婚の向柄となる。

日記上より養子と、養家の娘の年令をみると十  
七、八才、二十才等の場合が多いが、十四才の養  
子と十一才の娘や、又女子の年令は記入してない  
が、八才の智養子が許可されており、その年令に  
制限はみられない。娘の習たる事が目的ではある  
ものの、眞の目的はほとんど、相続者としてであ  
りその願出にも、男子なく娘ある事が、男子が嫡  
子不適當でありかつ理由となつてゐる。

血縁の近い事を要求する事も、前者と同様であ  
つたが、妻の従弟八才を智養子として許可された  
例もあり、同姓間、親戚間に於ては、甥を智養子  
にした例が最も多いのである。

順養子 順養子という語は日記中にも又、目にす  
る争の出来た範圍の諸記録にも見出さなかつたが、  
通例の養子と一語に考えられていたのであろう。

元禄五年正月廿日の條

神長十郎去年從七月相煩候子供無之ニ付弟孫と  
今年廿五ニ罷成候此者養子ニ奉願之旨旧又河部  
茂左衛門を以書付差出候付此度自江戸申來候者  
長十郎末年若ニ候其上病氣之門茂無之候向養子  
願之儀相待可申候追而病氣之様子承可申越之旨  
就申來候(後略)

右の如く、当主に実子の無い場合に相続人として  
適當な弟が居る場合それを養子として相続人の地  
位につける事が多かつたようである。又

元禄元年十二月三日の條

対馬武左衛門存生之内養子願書付出候付江戸江  
相伺候處武左衛門儀御近習ニ而被 召仕御取立  
之者ニ候向実子ニ跡式可被 仰付之被思召候得  
共武左衛門依願弟三大夫ニ跡式無相違被仰付候  
右実子之儀者三大夫養子ニ可仕旨被 仰出候間  
右之段可申渡趣申來粕谷孫次右衛門求馬宅江召

## 寄申渡

右の如く、一たん養子となつた者が養家の実子を更に自分の養子となすものがあつたが、『法制史論集』によれば幕府法に於ては、右の様に養家に順養子に適する実子のある時は養家の筋目であるから必ずこれを自己の養子としなければならぬ事になつてゐる。更に同書によれば順養子には、惣領たる実子又は養子が早世し、その者に子ある場合、早世者に代つて惣領の地位についた者（二三男）が、早世者の子を養子となす場合等もあつられてゐる。

仮養子、心当養子 両者について日記上からはその実例を引出し得なかつたが、『御用之格覽書』（註）の中に、仮養子について、

御用人江戸登之節男子無之俵仮養子之儀同役を以名前御家老中江口上ニ而申達候事

とあり、江戸との往復の多い御用人等に行われていた事は知れるのであるが、口上にて清んだ類のものであつた為、日記上に記録する程でもなかつたのであらう。

仮養子は右で明かなように、遠国へ公用で出掛ける時実子無き者が、万一旅先で死亡した場合を考へて定め置くものである。

心当養子は平時に於て万一の場合を案じて寝出ておく物であるが、津輕藩に於て存在したか否かは実証し難い。

## 五 御目見以下の者の場合

以上主として御目見以上の者についての相続の様子について調べたが、相続というはつきりした形をとらないが相続の様相を示しているのが御目見以下を中心とする者達である。幕府法に於ては、家督相続は譜代筋の者に限つて許され、御家人中に於ても抱席身分の者即ち一代御抱の者は、実子があつても相続は許されなかつたが、石井良助教授の『日本法制史概論』によれば、右の者も父の生前に於て又、父の死後に於てもこの嗣子は相続に代るべき番代を願出る事も出来た。

番代とは、家士の軍事的負担の特に重んじられた戦国時代に盛行したもので、相続人が今だ幼少

の爲、軍的負担に堪えぬ場合、弟その他の親族を  
中継相続人としたものである。しかし、多くは家  
の爲というより主人の爲という事に意味を有した  
のであり、多くの場合主君より命止められ、さもな  
い場合も主君の許可を必要とした。

津輕藩の場合にみられた番代について考えてみ  
るに、番代は御目見以上では相続人幼少の場合、  
御目見以下では継承者（或は跡役たる侍）の幼少  
の場合に置かれ、幕府に於けるように、相続の代  
用というより中継相続的意味のものであった。即  
ち、

元禄六年九月三日の條

高倉主斗(御目見)斗子カ小笠原半三郎天和元年病死実子庄

助七歳ニ而跡式被 仰付候幼少故半三郎從弟小

笠原勘兵衛同宿ニ罷有候付庄助成長之内後見仕

御番等奉願候處願之通被仰付唯今迄相勤罷有候

右庄助今年十九ニ罷成間相慮之儀被 仰付勘兵

衛御免被下度旨奉願并主斗添書共江戸江相窺願

之通助兵衛隠居被 仰付家督無相違庄介ニ被下

之旨主斗江申渡之

右は御手廻組斗子カで、御目見以上の例である。御  
目見以下の者の場合に於ては

延宝二年二月一日の條

御小人頭藤藤杖右衛門只今迄甥之番代相勤候處

甥致成人候間相渡度由願申候得共御役儀有之者

候間只今迄之通為相勤可申由林吉右衛門成田七

郎右衛門江申渡之

番代は右の如く、幼少の者成人の後交替する性格  
の物であつた。即ちその者が御奉公に堪えるよう  
になればその任務は終つたのである。小笠原半三  
郎の場合は隠居を許され、庄助に家督を返してい  
るが、番代、代役は多く、死亡者の弟によつて左  
され、甥成人の頃は、また年若かつたので、器量  
を認められた者は新に召抱えられる事も多かつた。  
後者の林本場合、役ある番代がそのまゝ留まり、  
成長した者の方が並で召抱えられたりもしている。  
又、元禄十七年二月廿一日の頃、御持臺番組並  
足輕高木久四郎二十八才が、兄御持臺番組警固の  
跡に兄の子の番代として勤めて来たが、甘オに左  
り、最早足輕を勤むべき程に成長した事を理由に

御暇を願ひ出ているが、結局、甥は新規御抱を許され、久四郎も又他組の空へ新規召抱られている。この様な番代の事例は、ほとんど御目見以下の足輕程度の者に多い。それは、後述する如く、足輕程度の者にはこれ追述べ来たつた様な相続が許されておらず、その為に、跡役即ちそれに伴う禄を確保しん為には、倅幼少にて奉公も不可能な場合、弟や従弟の召抱を願ひ出、一応跡役の地位を得て倅成長後、代役者が御暇を願ひ、その跡へ倅が召抱られて貰わなければならなかつた。さも無ければその跡に他の人が召抱られてしまふかもしれなかつたのである。しかし、この様な下級の士についての規定は整つておらず、又日記上の事例から推しても曖昧な点が多く、右に御目見以下の者としたのは便宜上であつて、実例上から見ると、御目見以下の者に於ても相続を意味すると思われる「跡式」なる語と、先にも掲げた「新規御抱」との二様が行われていた事は確かである。以下に於て、色々の例から、相続を許している下限の線を検討してみたいと思ふ。御目見以下の階級とは、

序論に於てあげた段階の十一、十二、十三段の者がそれである。又十一段御目見以下袴役とは、御留守居支配、御馬下乗、諸種の警固、足輕目付、諸種物書町目付、町同心警固、諸種の足輕、御中間小頭、等々九十七種を含み、十二段無袴の者は御草履取、御召馬口取、掃除小頭、諸小使等これ以下は、勿論相続という事はないから十一段目を対象として行く。

元禄四年七月三十日の條

只今まで頭立候者其組之者ニ能被思同役先役トか、はり存通不仕躰ニ相聞候足輕躰之者跡式之儀先ハ立申間敷候大立候ト有之者ハ格別之事ニ候左モ無之分者何某病死仕候此跡召抱可申候哉左候者右之者世倅今年幾歳ニ成足輕モ可相勤候得相見申候此者モ可被仰付候哉奉伺候ト申立候而可然事之様存候（後略）右によれば、足輕躰之者には跡式は許されていない事が分かるが、誤有場合はつきりしない。右によつて更に、病死の場合跡式に変わるべき方法として、跡役に倅を申立てる事が知れるのである。

しがし、亦く迄新規に召抱えられるのであり、ここに特色がある。更に

宝永五年閏正月廿一日の條

勘定奉行書付ニ而申立候者惣足輕之内御暇被遣其代由緒之者新規ニ被召置候分ハ家督同然ニ前前諸拜借等差引未申候無講法御座候歟又者子細御座候而身上被召上某者の代リ講支配より入申候歟或新抱被 仰付候分者只今迄身上被 召上候者之諸拜借ハ差引不申候然處新規ニ被 仰付候共其者家督同然ニ差引相立可申義与被 思召候旨昨日被 仰付候殊以向後被召上候者之諸拜借ハ外より新規ニ入申候者より取立可申候或等伺旨申立候付教負江相違候處子細有之身上被召上候者之諸拜借其跡江入候者より差引不申等ニ候病疔跡江入候分者諸拜借其入候者より差引申等ニ候由被申候ニ付其通勘定奉行江申遣之

右によつて惣足輕の御暇を遣された者の跡には由緒の者を新規に召抱えられる事がはつきりするが、前引用文、後引用文に於ける如く足輕に於ては跡

式相続という方法によつてはなく、死亡又は御暇へ病氣による隠居に似た場合多いの跡へ忰等由緒の者を新規に召抱える事によつて事實上繼承が行われる。即ち性格上からは準相続と名付け得ると思う。しかし新規召抱さ之行はれしは内容的には、相続の場合と大差なく、先の者の拜借金まで差引かれた事か後者によつて明かである。しかし身上召上された者の頃にある如く、又適當な跡役者か由緒の者でない時には、全然無関係の人間がその跡に入る事もあつた訳で、この点が跡式相続等の認められる階級と違ふ所である。即ち死亡者又は御暇をとつた者の空跡へ、その者由緒の者か入る優先権は存したかもしれないが、御目見以上の如き形式上の世祿の再給附と異つて積極的権利のないものであつた。由緒の者は忰あれば忰が召抱えられる事が多く、前者の如き申渡がなされたのであらう。

右のニ引用文中の「定輕躰之者」と「惣足輕」の意味する所は同じであると考える。即ち御手弓

御手筒、御袴筒、大組、諸手、御城附足輕及び同  
程度の者をさすものである。

元禄十六年十一月十六日の條

御城附貳番組並足輕

御切米貳拾俵  
貳人扶持

工藤羊之丞

右羊之丞儀当春より眠病相續久々養生仕候得共快  
氣不仕今程御奉公相勤兼申候依之御扶持切米差  
上申度之由申立候付會議仕候處相違無御座候願  
之趣奉伺候

工藤吉右衛門

年廿五

右羊之丞從弟御座候此者器量も勲物をも書申候  
同役ニ茂見外仕仕候吉右衛門儀新規ニ被召抱私  
組並足輕奉願旨申立候願之通申付候旨民部も殊  
兵衛方江申遣之 (後略)

足輕に於ては右の如く、病氣による場合はその勤  
め難き事を述べ、御扶持切米差上又は、御暇を申  
出、忤なき場合は弟、從弟、甥等を、時には兄を  
その者の御切米御扶持米を以て新規召抱えられる

よう願出るのである。これに対し、頭支配同役中  
の見分が必要であり、御役勤めるべき器量を認め  
た場合、頭支配より家老まで届出で、こつて裁定  
された。右の段取りは死亡によるものと同様に行  
われた。又

延宝元年十一月七日の條

唐半勤右衛門申立候者並足輕佐藤伝次郎御切米  
三拾五俵貳人扶持

右伝次郎儀病氣ニ付先達而御暇奉願候處願之通

被仰付弟孫藤次儀右伝次郎跡奉願候得共掃除小

人相勤器有候ニ付難被仰付候之由ニ而御扶持切

米被召上候

右召上の跡は野藤孫五右衛門廿五才が新規召抱え  
になつており、跡に由緒の者適任者無きの時は、  
他人が跡役に御付けられた。所謂足輕階級の人々  
に於ては、右の如く相統は認められなかつた事は  
はつきりした。又、序列上からは足輕の下位であ  
る御中間小頭死亡の跡三人扶持を、忤へ下し置く  
際に、一經者之儀候得共數代相勤候付右之通被下

候しとあり、跡式的扱を行つてゐるが、詔有る等の例外的処置であつて、足輕以下は跡式相統は無いとしてよいと思ふ。

次に足輕の上位、足輕警固についてみるが、大組・諸手・御旗警固等はいずれも足輕と同様新規召抱による継承が行われているのに対し、御定輕警固、割残卿足輕警固に於ては、隱居の例を見られ、死亡の場合も、倅に受けつがれる場合には「跡式」という語が使用される場合が多く見られるが、甥が跡をついだ元禄九年三月廿二日に於ては、

割残卿警固

御切米拾八俵 齋兵右衛門跡

甥十三郎 年廿八

右兵右衛門御暇奉願候甥十三郎新規召抱候様仕度候

とあり、願の通り許されているが、倅の場合にも跡警固願いの形のヒのヒもあり、御定輕警固の場合には問題があるが、一応この段階に於ても、準相

統的性格である。又警固役の跡に由緒の者が召抱えられた場合には、その者が任に堪えろと、見分の際認められた者は直ぐ警固に任ぜられたが、多くは、警固役の空は並足輕の者の内より昇進させ、その者の跡へ、先の者の由緒の者が並足輕に召抱えられたようであるが、この間、はっきりした規定はみえない。

警固とほぼ同位置の足輕目付の場合をみるに、元禄五年十月廿八日の條

丹野序右衛門申立候へ足輕目付鹿内意介御紛分米四十五俵三人扶持右甚介義当正月十六日ニ病死仕候甚介実子甚兵衛当六月親跡式被下置御扶持切米諸手足輕並ニ被仰付候

右の如く跡式相統と同様と考へ得る場合が多い。即ち、今度見得た日記中に於ては、「跡式」という語を用いたものが多かった。但し、倅幼少の内弟が大組足輕に任ぜられている例は見出さる。

然るに、宝永五年六月六日御勘定奉行の伺文中に、



(前略)御目見以下之面々者家督与申儀難被仰  
付談<sub>マ</sub>て何茂新規与御差紙御出被成候由御座候

持の事は明かである。実例をみるに  
宝永二年閏四月の條

得共子兄弟并由緒之者より里跡相立申分(後略)  
とあるのを、文字通りとすれば御目見以下給てと  
いう事になり、足輕目付の場合の説明が、かなく  
なる。更に御目見以下の筆頭である御留守居組支  
配の者達の場合この事は一層当てはまらない。御  
留守居組支配には、御目見以上と以下とあり、前  
者は十段目に属し、各与力町年寄の下位であり、  
相統上問題はない。今御目見以下御留守居支配と  
される者についてみて行こう。まず、私前藩政手  
典刑誌草稿の中、「定督定」によると御目見以下  
留守居組支配に入る者は、御目見以上(十段)役  
迄勤めた者の跡、御目見以下御留守居支配家格の  
者の跡、更に御目見以下の役の者で老年になつた  
者等であり、この様に御目見以下御留守居支配は、  
本末御目見以上の家格の者へしかし、御目見以上  
御留守居組支配の者は子供の御目見なし」と、御  
目見以下の両者を含み足輕以下とは違つた要素を

御留守居支配角田菊左衛門書付ニ而山口勝右衛  
門を以申立候者私儀御切米三拾五俵或人扶持被  
下置候(中略)私儀今年五拾九ニ罷成候隱居被  
仰付世侍菊右衛門廿ニ罷成候似合之御奉公被  
仰付被下置候様奉願旨申立候付鞆并御用人中  
江も申達御目見以下之者ニ候間伺ニ八反申間敷  
旨御家老中相談之上八兵衛より里跡居願之通申付  
世侍菊右衛門ニ跡式申付(後略)  
右は全く、相統という形式と同様にみえ、この様  
に跡式とあるものが多い一方、宝永五年二月十九  
日には御切米四拾五俵三人扶持御留守居ニ番組支  
配の江利山久三郎坂組頭を以て御奉公御免と忤に  
相應の御奉公仰付を願出たのに対し、忤を新規申  
付とあり、先に引用の者と同じく御留守居支配で  
ありしかも扶持高も後者の方が多い。  
以上の事から、表現こそ跡式とあるが、内容的  
には新規の場合と同じであるという予想と、御目

見以下にあつても、譜代の者と否との區別により来るものであるとの二つが考えられる。後者は幕府に於て行われているものであるが、津輕藩に於ける場合、譜代と否との區別が明瞭ではない様に思う。しかし、御留守居支配に御目見以上の者も入つてゐる事から右はありうる事である。前者によるならば、御目見以下を、新規召抱による継承は、實質的には家督同然に取扱われた事は延宝五年閏正月廿一日の記事によつて示したが、卒相統と云い得るこの方法は、「跡式」という語の使用を不自然なものとはささず、特に御目見以上と以下の中間的資格をもつ御留守居組支配の者の場合に顕著に現れたのであらう。

右の点に於ては一層研究を要するが、御目見以下の特色としては、御暇、御奉公御免、死亡による由緒の者の新規召抱という事になる。後継者の年令は殆ど三十才以上である。又御目見以上に於ける如き嫡子たる必要はなかつたから、養子願も、見出どぬ事は先述の通りである。

又、先にあけた足輕警固の跡たらんとした者が並足輕に任ぜられた時には、席祿の差額は当然差引かれて、与えられた。

註<sup>1</sup>、工藤行一著「工藤家記」の別名。文政二年より七、八年を貫して完成。藩の歴史制度也。

註<sup>2</sup>、藩庁に於て日々の政務上使用した事例集のもの。年代を下るに従つてはり紙をしく加えてあり、表紙に日記方の印あり。

註<sup>3</sup>、各条文のノズリの文字は、後の引用の便の爲につけた。

註<sup>4</sup>、藩庁の政務上必要事項につき古今のものを書き集めてある。

註<sup>5</sup>、幕末より明治にかけて藩の高級役人たる楠美太素及伏見子晚翠によつて書かれ、藩政時代の制度刑法等全般に及ぶ。

註<sup>6</sup>、政務上必要な事項を、いろは順に分類してある。御用人あたりの使用したものらしい。